

証拠品の廃棄処分への立ち会い

検察庁において、被害者のプライバシーを損うような写真など証拠品を廃棄処分する場合に、被害者の方が証拠品の処分に立ち会うことを希望されるときは、その日時・場所をお知らせして立ち会うことができるように配慮することとしていますので、被害者支援員又は担当の検察官・検察事務官にご相談ください。

検察庁「犯罪被害者の方々へ」より転載